

令和6年7月11日

**消費者被害防止ネットワーク東海と薬師寺との間の
裁判上の和解について**

消費者契約法第39条第1項の規定に基づき下記の事項を公表する。

記**1. 裁判上の和解の概要****(1) 事案の概要**

本件は、適格消費者団体である特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海（以下「原告」という。）が、薬師寺（以下「被告」という。）に対し、被告が一畑山薬師寺における永代供養に関する契約を消費者と締結する際に用いる「永代供養の御案内」と題する書面に記載された以下の契約条項（以下「本件条項」という。）は、納骨前の解除の場合であっても、被告が契約日からの経過日数に応じた返金率でしか返金しない点で、平均的な損害の額を超えるものであるから、消費者契約法第9条第1号^(※1)に規定する消費者契約の条項に該当し、平均的な損害の額を超える部分について無効であるとして、①本件条項を含む意思表示を行わないこと、②本件条項が記載された書面を破棄すること及び③被告の職員らに対し、これらを指示することを求めた事案である（令和3年7月15日付けで名古屋地方裁判所に対して訴訟を提起）。

(本件条項)

申込者は、法定解除権の行使その他法律に定める事由に基づき契約を解消した場合、当山に対し、次のとおり、契約日からの経過日数に応じて、お布施（志納金）の返金を求めることができる。但し、当山の責に帰すべき事由に基づき契約を解消した場合（当山の債務不履行等）、申込者は、お布施（志納金）の全額の返金を求めることができる。

契約日からの経過日数	返金額
当日	納付額の9割に相当する額
8日以内	納付額の7割に相当する額
半年以内	納付額の5割に相当する額
1年以内	納付額の1割に相当する額

(※1) 消費者契約法

(消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等の無効)

第九条 次の各号に掲げる消費者契約の条項は、当該各号に定める部分について、無効とする。

- 一 当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であつて、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるもの 当該超える部分
- 二 〔略〕

注) 上記の差止請求が行われた日現在の規定

(2) 結果

令和6年3月25日、原告と被告との間で、別添和解条項のとおり本件条項の内容を改めること等を内容とする裁判上の和解が成立した。

2. 適格消費者団体の名称

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海
(法人番号：6180005007083)

3. 事業者等の氏名又は名称

薬師寺 (法人番号：7180005000830)

4. 当該判決に関する改善措置情報^(※2)の概要

なし

(※2) 改善措置情報とは、差止請求に係る相手方から、差止請求に係る相手方の行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとった旨の連絡を受けた場合におけるその内容及び実施時期に係る情報のことをいう(消費者契約法施行規則第14条、第28条参照)。

以上

消費者庁消費者制度課

電話番号:03-3507-8800(代表)

URL: https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/index.html

和解条項

- 1 本和解にかかる「永代供養に関する契約」（以下「本契約」という。）の内容（申込者の申込金に対応して被告が提供する主な内容）は以下のとおりである。ただし、平均的な損害（消費者契約法第9条第1項第1号）の額に変更が生じる程度に内容に変更があった場合、変更後の本契約は本和解の対象外とする。
 - ・ 申込内容に応じた納骨場所の提供
 - ・ 納骨場所に応じた名札等の設置
 - ・ 納骨場所の管理
 - ・ 申込金納付額に応じた御霊泉券の配布
 - ・ 年1回の招待による先祖供養とこれに伴う御食事提供、及び御霊泉提供
 - ・ 節分祭招待
 - ・ お薬師様誕生祭招待
- 2 被告は、本契約について、令和6年3月25日から、訴状別紙返金規程を適用しない。
- 3 被告は、令和6年3月25日から、訴状別紙返金規程を別紙返金規程の内容に改める。
- 4 被告は、令和6年3月31日までに、訴状別紙返金規程が記載された書面及び電子データ類を破棄する。
- 5 被告は、令和6年4月1日から、本契約の契約書類に、①契約が解消となった場合には、御霊泉券の返還が必要であり、返還できない場合は、その分の金額が返金の金額から控除されること、②そのことを承知した上で希望する者には御霊泉券を配布することを明記する。
- 6 原告は、その余の請求を放棄する。
- 7 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるものの他、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 8 訴訟費用は各自の負担とする。

返金規程

申込者は、納骨前に契約の解消を申し出た場合、当山に対し、以下1～6の金額を控除した残額のお布施（志納金）の返金を求めることができる。

1 契約日からの経過日数に応じた一定金額（管理費用分）

契約日からの経過日数に応じて、1か月当たり1250円を控除する（1か月に満たない日数については、切り上げとする。）。

2 御霊泉券分

申込者は、志納金の返金を受ける際に、志納金納付時に受け取った御霊泉券を全て返還しなければならない。ただし、全て返還できない場合、返還できない枚数×1500円分の金額を志納金から控除する。

3 年1回の招待による先祖供養とこれに伴う御食事提供及び御霊泉提供分 申込者が年1回の招待による先祖供養を受けた場合、先祖供養を受けた回数、人数に応じて、次の金額を志納金から控除する。

6500円（一人1回当たりの招待費用）×参加人数×回数

※6500円の内訳は、供養料1500円、御食事代3500円、御霊泉代1500円

4 節分祭招待分

申込者が年1回の節分祭招待を受けた場合、招待を受け参加した回数、人数に応じて、次の金額を志納金から控除する。

1500円（一人1回当たりの節分祭参加費用）×参加人数×回数

5 お薬師様誕生祭招待分

申込者が年1回のお薬師様誕生祭招待を受けた場合、招待を受け参加した回数、人数に応じて、次の金額を志納金から控除する。

1000円（一人1回当たりのお薬師様誕生祭参加費用）×参加人数×回数

6 ネームプレート代

申込者は、納骨種別に応じて、ネームプレート又はこれに準ずるものを設置済みの場合、ネームプレート代として、4万円を志納金から控除する。